

通達甲(交.規.道1)第21号

平成24年12月28日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

道路使用許可取扱要綱の制定について

[沿革] 平成28年2月 通達甲(副監.警.訟.訟1)第1号

平成30年10月 同(交.規.道2)第9号

令和元年6月 同(副監.総.文.審)第25号

令和3年3月 同(副監.総.企.調)第9号改正

このたび、別添のとおり、道路使用許可取扱要綱を制定し、平成25年1月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにしたい。

別添

道路使用許可取扱要綱

第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が行う道路使用許可（以下「許可」という。）並びに法第80条第1項の規定に基づき道路法（昭和27年法律第180号）による道路の管理者（以下「道路管理者」という。）が警察署長等と行う協議（以下「工事等協議」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

許可及び工事等協議の取扱いについては、法、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号。以下「都規則」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 許可及び工事等協議の対象となる行為

1 許可の対象となる行為

- (1) 法第77条第1項第1号から第3号までに掲げる行為
- (2) 法第77条第1項第4号の規定に基づく都規則第18条各号に掲げる行為（以下「都規則第18条各号に掲げる行為」という。）

2 工事等協議の対象となる行為

道路管理者が、道路の維持、修繕その他の管理のために行う工事又は作業（以下「工事等」という。）

第4 許可の申請者及び工事等協議の対象者

1 許可の申請者

- (1) 法第77条第1項第1号から3号までに該当する者
- (2) 都規則第18条各号に掲げる行為を行おうとする者

2 工事等協議の対象者

道路管理者

第5 許可の申請の受理等

1 事前相談の取扱い

警察署長等は、許可又は工事等協議（以下「許可等」という。）の対象となる行為を行おうとする者から、事前に相談を受けた場合は、当該者から当該行為の計画案等を提示させ、当該行為が行われた場合に生ずるおそれがある交通の安全と円滑に支障となる問題点を抽出した上で、具体的な指導を行うものとする。

2 許可の申請及び工事等協議の申入れの受理

(1) 許可の申請及び工事等協議の申入れ（以下「許可の申請等」という。）は、許可等の対象となる行為が行われる場所を管轄し、又は担当する警察署長等が受理するものとする。

(2) 許可等の対象となる行為が行われる場所が東京都内の2以上の警察署の管轄区域にわたる場合又は警察署の管轄区域及び高速道路交通警察隊の担当区域にわたる場合は、前（1）の規定にかかわらず、主たる場所を管轄し、又は担当する警察署長等が受理するものとする。

(3) 許可等の対象となる行為が行われる場所が道府県公安委員会の管轄区域にわたる場合は、次により取り扱うものとする。

ア 許可等の対象となる行為が道府県公安委員会の管轄区域から東京都公安委員会の管轄区域に及ぶ場合は、前（1）及び（2）の規定にかかわらず、当該行為が行われる都県境を管轄し、又は担当する警察署長等が受理すること。

イ 許可等の対象となる行為が東京都公安委員会の管轄区域から道府県公安委員会の管轄区域に及ぶ場合は、前（1）又は（2）の規定により、許可の申請又は工事等協議の申入れを受理した警察署長等は、当該行為を行おうとする者に対し、道府県公安委員会の管轄に属する警察署長等への許可の申請又は工事等協議の申入れが必要である旨を教示すること。

3 許可の申請等に必要な書類等

(1) 警察署長等は、許可の申請等の受理に当たっては、申請者又は道路管理者に道路使用許可申請書（施行規則別記様式第6の申請書をいう。以下「申請書」という。）又は道路工事等協議書（当庁と道路管理者との間で締結した協定により定めたものをいう。以下「協議書」という。）2通（第5の4の（1）のアからエまでのいずれかに係るものについては3通）を提出させるものとする。

- (2) 申請書又は協議書（以下「申請書等」という。）には、当該許可等の対象となる行為の場所又は区間の見取図等を添付させるものとする。
- (3) 許可の対象となる行為が、集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年東京都条例第44号。以下「公安条例」という。）の規定により、東京都公安委員会の許可を受けなければならないものである場合において、公安条例に基づく許可申請書に施行規則第10条第1項各号に掲げる事項が記載されているときは、当該許可申請書の提出をもって申請書の提出とみなす。
- (4) 警察署長等は、許可の申請等の受理に当たり、口頭による説明や書類の添付を求めるほか、申請書等の記載事項に不備がある場合には補正を求めるなど、その内容を十分確認した上で受理するものとする。

4 上申及び連絡

- (1) 警察署長等は、受理した許可の申請等に係る工事等が、次のいずれかに該当する場合は、別記様式第1号の「道路工事等上申書」により、交通部長（交通規制課道路第一係経由）に上申し、必要な指示を受けるものとする。この場合において、道路工事等上申書には提出を受けた申請書等3通のうち、1通を添付すること。
 - ア 1か月以上の交通規制を必要とする工事等であって、著しく交通の安全と円滑に影響を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 鉄道、軌道、高速道路（高速自動車国道及び自動車専用道路をいう。以下同じ。）、立体交差、共同溝、下水渠、洞道等の工事等であって、大規模なもの
 - ウ 2以上の警察署の管轄区域にわたる工事等又は警察署の管轄区域及び高速道路交通警察隊の担当区域にわたる工事等であって、調整を要するもの
 - エ 国道、都道又は高速道路における工事等であって、著しく交通の安全と円滑に影響を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 警察署長等は、受理した許可の申請等に係る行為が、次のいずれかに該当する場合は、交通規制課長（法第77条第1項第1号に掲げる行為については道路第一係経由、同項第2号若しくは第3号に掲げる行為又は都規則第18条各号に掲げる行為については道路第二係経由。以下同じ。）に連絡し、必要な指示を受けるものとする。
 - ア 上空通路又はアーケードの設置
 - イ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条に基づく特例道路占用

区域の指定に関するもの

ウ 許可若しくは不許可について疑義のあるもの又は許可等に条件を付すに当たり、
統一的かつ専門的な判断を要するもの

5 台帳の整理

警察署長等は、許可の申請を受理した場合は、別記様式第2号の「道路使用許可台帳」
に、工事等協議の申入れを受理した場合は、別記様式第3号の「道路工事等協議台帳」
にそれぞれ必要事項を記載するものとする。

第6 許可の申請の審査等

1 許可の申請等の審査

(1) 審査基準

警察署長等は、許可の申請等を受理した場合は、交通規制課長が別に定めるところ
により、当該許可の申請等に係る行為が法第77条第2項各号のいずれかに該当する
かどうか、その内容を審査するものとする。ただし、当該行為が新たな形態による道
路使用であるなど、これにより難しい場合は、交通規制課長に連絡し、必要な指示を受
けるものとする。

(2) 許可等の期間

許可等の期間は、道路使用の目的、場所又は区間及び方法又は形態並びに交通の実
態等を勘案した上で、必要最小限の期間とし、交通規制課長が別に定める期間を超え
ない期間とするものとする。

2 協議

(1) 2以上の警察署の管轄区域又は警察署の管轄区域及び高速道路交通警察隊の担当区 域にわたる許可の申請等を受理した場合の協議

前第5の2の(2)に係る許可の申請等を受理した警察署長等は、関係警察署長等
と協議するものとする。

(2) 道府県公安委員会の管轄区域にわたる許可の申請等を受理した場合の協議

ア 前第5の2の(3)に係る許可の申請等を受理した警察署長等は、交通規制課長
に連絡するものとする。

イ 前アの連絡を受けた交通規制課長は、関係道府県警察と許可等に付すべき条件
について協議するものとする。

(2) 道路管理者との協議

許可に係る行為が、道路法第32条第1項又は第3項の適用を受けるものであるときは、あらかじめ、道路管理者に通知し、協議するものとする。

3 事前の報告

警察署長等は、前記1の審査又は前2の協議の結果、許可をしない場合は、事前に交通部長(法第77条第1項第1号に掲げる行為については交通規制課道路第一係経由、同項第2号若しくは第3号に掲げる行為又は都規則第18条各号に掲げる行為については交通規制課道路第二係経由。以下同じ。)に報告し、必要な指示を受けるものとする。

第7 道路使用許可証の作成、交付等

1 道路使用許可証の作成

(1) 警察署長等は、前第6の審査又は協議の結果、許可をした場合は、次により道路使用許可証(施行規則別記様式第6の許可証をいう。以下「許可証」という。)を作成するものとする。

ア 前記第5の3の(1)により提出を受けた申請書のうち、1通を許可証として使用し、他の1通を控えとして保管すること。

イ 当該許可に、法第77条第3項の規定により、必要な条件(以下「許可条件」という。)を付した場合は、許可証に当該許可条件を記載すること。

ウ 許可証には、職印を押印すること。この場合において、許可条件を別紙に記載したときは、許可証に当該別紙をつづって契印すること。

エ 許可証には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第57条に規定する不服申立てに関する教示事項及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条に規定する取消訴訟に関する教示事項を記載した文書を添付すること。

オ 前記第5の3の(3)の場合にあつては、公安条例に基づく許可書に施行規則別記様式第6に定める事項が記載されており、かつ、警察署長が許可の旨及び許可条件を併せて記載したときは、当該許可書を許可証とみなす。

(2) 警察署長等は、前第6の審査又は協議の結果、許可をしない場合は、次によるものとする。

ア 許可証の「道路使用許可証」及び「上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。」の文言を二本線で抹消し、「上記の道路使用許可申請を不許可とする。」

の文言及びその理由を朱書して職印を押印すること。

イ 前（１）のア、ウ及びエの規定は、許可をしない場合に準用すること。

２ 許可証の交付

- (1) 警察署長等は、前１により作成した許可証を、原則として申請者に交付するものとする。ただし、申請者との関係を疎明する資料の提示を受ける等により、その者が、許可証の交付を受ける者として適切であると認めた場合は、当該者に交付することができる。
- (2) 許可条件を付した場合若しくは指導事項がある場合又は許可をしない場合は、許可証交付時にその内容の説明を行うものとする。
- (3) 前記（１）により交付した許可証の交付年月日及び交付を受けた者の氏名を道路使用許可台帳に記載し、処理のてん末を明らかにしておくものとする。
- (4) 次に掲げるもののうち、アからエまでのいずれかについて許可証を交付した場合は、別記様式第４号の「道路使用（恒久的工作物の設置）許可台帳」に、オ又はカについて許可証を交付した場合は、別記様式第５号の「露店等許可台帳」にそれぞれ必要事項を記載し、常にその状況を明らかにしておくものとする。

ア 石碑、銅像又は郵便ポスト

イ 電柱類、街路灯、バス停留所標示施設又は電気施設

ウ アーチ、アーケード又は上空通路

エ その他恒久的な工作物

オ 縁日露店（年間を通じて出店するもの）

カ 新聞売り、宝くじ売り又は靴磨き

３ 許可証の記載事項変更

- (1) 法第７８条第４項に規定する許可証の記載事項の変更の届出は、変更に係る許可証を交付した警察署長等が、当該許可証の交付を受けた者に、道路使用許可証記載事項変更届（施行規則別記様式第７の記載事項変更届をいう。以下「記載事項変更届」という。）及び当該許可証を提出させて受理するものとする。
- (2) 警察署長等は、次に掲げる事項により、変更前と変更後の許可の同一性について審査するものとする。

ア 変更の内容及び理由

- イ 変更に係る場所又は区間
- ウ 変更に係る期間及び時間
- エ 変更に係る方法又は形態
- オ 変更に係る道路又は交通の状況

- (3) 警察署長等は、前（２）の審査の結果、許可の同一性が認められる場合は、提出を受けた許可証の記載事項を変更し、当該許可証の余白に変更年月日を朱書した上、変更箇所に職印を押印して交付するものとする。
- (4) 変更に係る期間が交通規制課長が別に定める期間を超える場合等許可の同一性が認められない場合は、新たな許可の申請が必要である旨を教示するものとする。
- (5) 提出を受けた記載事項変更届は、控えとして保管している申請書に添付して保管するものとする。

4 許可証の再交付

- (1) 法第 78 条第 5 項に規定する許可証の再交付の申請は、再交付に係る許可証を交付した警察署長等が、当該許可証の交付を受けた者に、道路使用許可証再交付申請書（施行規則別記様式第 8 の再交付申請書をいう。以下「再交付申請書」という。）及び当該許可証を提出させて受理するものとする。ただし、当該許可証を亡失し、又は滅失した場合は、当該許可証の提出を要しない。
- (2) 警察署長等は、再交付申請の理由を確認した上、控えとして保管している申請書の写しを作成し、当該写しの余白に「再交付」の文字及び再交付年月日を朱書し、職印を押印して交付するものとする。
- (3) 提出を受けた再交付申請書は、控えとして保管している申請書に添付して保管するものとする。

第 8 工事等協議の回答書の作成、交付等

1 工事等協議の回答書の作成

警察署長等は、前記第 6 の審査又は協議の結果、工事等協議が成立した場合は、次により当該工事等協議の内容を道路管理者に回答する文書（協議書の所定の欄に必要事項を記載したものをいう。以下「回答書」という。）を作成するものとする。

- (1) 前記第 5 の 3 の（１）により提出を受けた協議書のうち、1 通を回答書として使用し、他の 1 通を控えとして保管すること。

- (2) 工事等協議に、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要な条件（以下「工事条件」という。）を付した場合は、回答書に当該工事条件を記載すること。
- (3) 回答書には、職印を押印すること。この場合において、工事条件を別紙に記載したときは、回答書に当該別紙をつづって契印すること。

2 回答書の交付

回答書の交付の手続については、前第7の2の（1）から（3）までの規定を準用するものとする。

3 工事等協議の内容変更

- (1) 警察署長等は、工事等協議成立後において、道路管理者から当該工事等協議の内容について変更をする必要が生じた旨の通知を受けた場合は、当該変更に係る事項について再協議するものとする。
- (2) 再協議が成立した場合は、前（1）の通知に係る文書に再協議成立年月日その他必要事項を記載し、控えとして保管している協議書に添付して保管するものとする。

第9 許可等の特例

1 緊急の工事等

- (1) 警察署長等は、許可等の対象となる行為が電線の切断、漏水、ガス漏れ等に伴う工事等又は道路陥没箇所の補修等のための工事等であるため、当該工事等を行おうとする者が緊急を要し、かつ、書面による許可の申請等をするいとまがないと認めた場合は、電話又は口頭による申告をもって許可の申請等があったものとみなすものとする。
- (2) 前（1）の申告を受けた警察署長等は、書面による許可の申請等を受理した場合に準じて審査し、又は協議した上、別記様式第6号の「緊急工事等受理簿」に必要事項を記載し、許可条件又は工事条件（以下「許可条件等」という。）その他必要事項を電話又は口頭により回答するものとする。
- (3) 前記（1）の工事等が許可の対象となる行為である場合は、当該工事等の終了後、当該工事等をした者に申請書その他必要な書類を提出させるものとする。

2 簡単な工事等の一括申請

警察署長等は、許可の対象となる行為が架線の架設又は修理、電線の点検、漏水、ガス漏れ等の調査等のために行う日常的な維持管理作業のうち、使用する場所の範囲が

狭く、かつ、その日限りで完了する簡単な工事等である場合は、交通規制課長が別に定めるところにより、一括して許可の申請を受理することができるものとする。

3 道路管理者との一括協議

警察署長等は、道路管理者が行う日常的な道路の維持管理作業のうち、道路の局部的欠損部の修理、舗装道路における目地及び亀裂の充填並びに表面処理、道路上の柵、ポラード、地点標、道路標識又は区画線の設置又は維持その他これらに類するものについては、あらかじめ、一括して工事等協議の申入れを受理することができるものとする。

第10 防衛出動を命ぜられた自衛隊の部隊等の許可の特例

1 自衛隊の部隊等の長から受けた通知に係る行為の検討

警察署長等は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条第1項の規定により防衛出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であって、法第77条第1項の規定による許可を要する行為について、自衛隊法第115条の16の規定により読み替えて適用される法第77条第1項の規定による通知を受けた場合は、当該行為により生ずる道路における危険、交通の安全と円滑への影響等を迅速かつ的確に検討するものとする。

2 自衛隊の部隊等の長に対する検討結果の通知

警察署長等は、前1による検討の結果、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めた場合は、当該通知をした自衛隊の部隊等の長に対し、文書、口頭、電話、電信及び電子メールのうち、いずれかの方法により意見を通知するものとする。この場合において、通知した内容を適宜の方法により確実に記録しておくこと。

3 2以上の警察署の管轄区域又は警察署の管轄区域及び高速道路交通警察隊の担当区域にわたる行為に係る通知を受けた場合の協議

前記1の通知に係る行為が、2以上の警察署の管轄区域又は警察署の管轄区域及び高速道路交通警察隊の担当区域にわたるものである場合は、当該通知を受けた警察署長等は、前2による意見の通知をするに当たり、関係警察署長等と協議するものとする

第11 歩行者天国における許可

警察署長は、歩行者天国（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1に定める「歩行者等専用」の道路標識を用いた法第8条

第1項に規定する道路標識による規制であって、当該道路標識の下部に「特定禁止区域」又は「特定禁止区間」の補助標識が設置されているものに係る区域又は道路の区間をいう。)については、歩行者の安全確保のために設けられているものであることから、原則として、慣習的な行事を除き、許可をしないものとする。

第12 手数料の徴収

1 手数料徴収の時期

警察署長等は、許可の申請を受理する際、同時に手数料の徴収を行うものとする。

なお、徴収した手数料は、許可の申請の取下げがあった場合又は許可をしない場合であっても返還しないので、疑義のある許可の申請については、安易に受理することのないよう留意するものとする。

2 手数料の免除

警察署長等は、警視庁関係手数料条例施行規則（平成12年3月31日東京都公安委員会規則第8号）に規定する手数料の免除事由に該当する場合は、同規則の定める手続により手数料を免除することができるので、許可の申請を受理する際は、申請者又は当該許可の申請に係る行為が手数料の免除事由に該当するかどうか、適正に取り扱うものとする。

第13 許可条件及び工事条件の変更等

1 許可条件の変更等

(1) 警察署長等は、法第77条第4項の規定により、許可条件を変更し、又は新たに許可条件を付する特別の必要が生じた場合は、その理由及び変更し、又は新たに付した許可条件を別記様式第7号の「道路使用許可の条件変更通知書」（以下「許可条件変更通知書」という。）により、許可証の交付を受けた者に通知するものとする。この場合において、当該許可に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ、許可条件変更通知書により、道路管理者に通知すること。

(2) 許可条件変更通知書の控えは、控えとして保管している申請書に添付して保管するものとする。

2 工事条件の変更等

(1) 警察署長等は、道路管理者との工事等協議の成立後において、工事条件を変更し、

又は新たに工事条件を付する必要が生じた場合は、その理由及び変更し、又は新たに付する工事条件を別記様式第8号の「道路工事等協議の条件変更通知書」（以下「工事等協議通知書」という。）により、道路管理者に通知し、再協議するものとする。

- (2) 再協議が成立した場合は、工事等協議通知書の控えに再協議成立年月日その他必要事項を記載し、控えとして保管している協議書に添付して保管するものとする。

第14 許可条件の遵守状況の調査等

1 許可条件等の遵守状況等の調査

警察署長等は、許可条件等の遵守状況及び許可等に係る行為の実施状況について、適宜、実地に調査するものとする。ただし、次に掲げるものについては、調査を省略することができる。

- (1) 許可等に係る行為の場所の範囲が狭く、交通の安全と円滑に与える影響が少ないと認められるもの
- (2) 許可等に係る行為の期間が短く、交通の安全と円滑に与える影響が少ないと認められるもの
- (3) その他、交通の安全と円滑に与える影響が少ないと認められるもの

2 調査事項

前1により警察署長等が調査する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 許可等に係る行為の場所又は区間の遵守状況
- (2) 許可等に係る行為の期間及び時間の遵守状況
- (3) 許可等に係る行為の方法又は形態の遵守状況
- (4) 現場の責任体制の状況
- (5) 保安施設の状況
- (6) 歩行者及び車両を安全かつ円滑に誘導するための措置
- (7) その他、許可条件等の遵守状況

3 警察署長等の措置

警察署長等は、前2に掲げる事項について調査した結果、許可条件違反等を認めた場合は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための措置をとるものとする。

第15 許可条件違反に対する措置

1 許可条件違反に対する措置の決定

(1) 審査

警察署長等は、前第14の調査の結果、許可を受けた者が許可条件に違反したと認められた場合は、次に掲げる事項を審査した上で法第77条第5項の規定による許可の取消し又は効力の停止（以下「行政処分」という。）を行うものとする。この場合において、許可に係る行為の場所又は区間、期間及び時間、方法又は形態、道路又は交通の状況、社会的反響等を総合的に検討した上で措置を決定すること。

ア 許可条件違反により発生させた結果（死亡、重傷、軽傷等）

イ 許可条件違反の重要度（交通の安全と円滑に与えた影響）

ウ 許可条件違反の程度（遵守の程度）

エ 許可条件違反の原因及び動機（故意又は過失）

(2) 措置区分

警察署長等は、前（1）により措置を決定する場合は、次の区分により行うものとする。

ア 許可の取消し

極めて悪質な許可条件違反により、重大な事件事故等を発生させた場合は、許可を取り消すこと。

イ 許可の効力の停止

許可の取消しの場合に準ずる悪質な許可条件違反の場合は、当該許可条件違反を是正し、交通の危険及び妨害を排除するために必要な期間その他効力の停止の理由が解消するまでに要する期間、許可の効力を停止すること。

ウ その他の措置

行政処分に至らない許可条件違反の場合は、当該許可条件違反の軽重により、始末書の提出、警察署又は高速道路交通警察隊招致による指導又は警告、現場指導その他当該許可条件違反を是正させるための措置をとること。

(3) 事前の報告

前記（1）の審査の結果、行政処分を行おうとする場合は、事前に交通部長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

2 行政処分の手続

(1) 許可条件違反の確認及び記録

行政処分を行おうとする場合は、写真、見取図等により許可条件に違反している状況に関する報告書を作成し、行政処分を必要とする理由を明確にしておくものとする。

(2) 弁明通知書の交付

行政処分を行おうとする場合は、あらかじめ、被処分者に別記様式第9号の「弁明通知書」を交付し、被処分者又はその代理人から当該許可条件違反についての弁明を聴取し、又は被処分者に有利な証拠の提出を求めなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(3) 行政処分の執行

ア 行政処分を執行する場合は、被処分者に別記様式第10号の「道路使用許可の取消し・効力の停止通知書」を交付するものとする。この場合において、許可の取消しであるときは、許可証を返納させること。

イ 取消し又は効力の停止をする許可に係る行為が、道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものである場合は、別記様式第11号の「道路使用許可の取消し・効力の停止連絡書」により、速やかに道路管理者に通知するものとする。

第16 原状回復の措置状況の調査等

1 原状回復の措置状況の調査

警察署長等は、法第77条第7項の規定により、許可を受けた者が講ずる道路を原状に回復する措置について、適宜、調査するものとする。

2 調査事項

前1により警察署長等が調査する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 路面の復旧状況
- (2) 道路標識、道路標示及び信号機の原状回復状況
- (3) 資機材の撤収状況
- (4) その他、道路における交通の安全の回復状況

3 警察署長等の措置

警察署長等は、前2に掲げる事項について調査した結果、原状回復の措置がとられていない場合又は当該措置が不十分で交通の安全と円滑に支障があると認められる場合は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための措置をとるものとする。

第17 事務の委託

1 交通安全活動推進センターへの委託

警察署長が法第108条の31第2項第7号の規定により許可に関し東京都交通安全活動推進センターに対して委託することができる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 許可に係る行為の実施状況及び許可条件の遵守状況の調査
- (2) 原状回復の措置状況の調査

2 警察署長の措置

警察署長は、東京都交通安全活動推進センターに委託した調査結果に基づき、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための措置をとるものとする。

第18 報告

警察署長等は、許可等に関して、次により交通部長に報告するものとする。

- 1 行政処分を執行した場合は、処分執行後5日以内に、別記様式第12号の「道路使用許可の取消し・効力の停止処分結果報告書」により報告すること。
- 2 その年の許可等の取扱状況は、翌年1月15日までに、別記様式第13号の「道路使用許可等取扱状況報告書」により報告すること。
- 3 許可条件等の遵守状況及び許可等に係る行為の実施状況の調査結果は、調査後速やかに、別記様式第14号の「道路工事現場等視察結果報告書」により報告すること。
- 4 次の場合は、電話により速報し、事後速やかに書面報告すること。
 - (1) 許可等に係る行為に起因する交通事故、著しい交通渋滞その他社会的反響が大きい事象が発生した場合
 - (2) 防衛出動を命ぜられた自衛隊の部隊等の許可の特例に係る通知を受けた場合

第19 細部事項

この要綱を実施するために必要な細部事項は、交通規制課長が定めるものとする。

道 路 使 用 許 可 台 帳

受理 月日	許可番号	道路使用 の目的	許可区分				場所又は区間 (道路名)	許可期間・時間			申請者(会社)名 現場責任者名、電話	所属名		備考
			1	2	3	4		年	月	日		納入通知書 番 号	交付日 受領者	
/			1	2	3	4	国 都 長 他 () 車・歩	年	月	日	電話		/	
/			1	2	3	4	国 都 長 他 () 車・歩	年	月	日	電話		/	
/			1	2	3	4	国 都 長 他 () 車・歩	年	月	日	電話		/	
/			1	2	3	4	国 都 長 他 () 車・歩	年	月	日	電話		/	
/			1	2	3	4	国 都 長 他 () 車・歩	年	月	日	電話		/	
/			1	2	3	4	国 都 長 他 () 車・歩	年	月	日	電話		/	
/			1	2	3	4	国 都 長 他 () 車・歩	年	月	日	電話		/	
/			1	2	3	4	国 都 長 他 () 車・歩	年	月	日	電話		/	
/			1	2	3	4	国 都 長 他 () 車・歩	年	月	日	電話		/	
/			1	2	3	4	国 都 長 他 () 車・歩	年	月	日	電話		/	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

道 路 工 事 等 協 議 台 帳

							所属名	
受理 月日	協議番号	工事(作業) の種別	場所又は区間(道路名)	工事期間・時間	協議者名 現場責任者名、電話	交付日 受領者	備考	
/			国 都 長 他 () 車・歩	年 月 日 年 月 日 : ~ :	電話	/		
/			国 都 長 他 () 車・歩	年 月 日 年 月 日 : ~ :	電話	/		
/			国 都 長 他 () 車・歩	年 月 日 年 月 日 : ~ :	電話	/		
/			国 都 長 他 () 車・歩	年 月 日 年 月 日 : ~ :	電話	/		
/			国 都 長 他 () 車・歩	年 月 日 年 月 日 : ~ :	電話	/		
/			国 都 長 他 () 車・歩	年 月 日 年 月 日 : ~ :	電話	/		
/			国 都 長 他 () 車・歩	年 月 日 年 月 日 : ~ :	電話	/		
/			国 都 長 他 () 車・歩	年 月 日 年 月 日 : ~ :	電話	/		
/			国 都 長 他 () 車・歩	年 月 日 年 月 日 : ~ :	電話	/		
/			国 都 長 他 () 車・歩	年 月 日 年 月 日 : ~ :	電話	/		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

道路使用（恒久的工作物の設置）許可台帳

許可 月日	許可番号	工作物の名称	場所又は区間	許可期間	占用期間	申請者(会社)名 住所、電話	備考 (特異な条件等)
/				年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	電話	
/				年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	電話	
/				年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	電話	
/				年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	電話	
/				年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	電話	
/				年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	電話	
/				年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	電話	
/				年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	電話	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

露店等許可台帳

許可 月日	許可番号	露店等の種別	場所又は区間	許可期間	占用期間	申請者(会社)名 住所、電話	備考 (特異な条件等)
/				年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	電話	
/				年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	電話	
/				年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	電話	
/				年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	電話	
/				年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	電話	
/				年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	電話	
/				年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	電話	
/				年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	電話	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

緊急工事等受理簿

決		裁				受理日時	受理番号	緊急工事の理由(状況)	場所又は区間(道路名)	開始日時 終了日時	申請者(会社)名 現場責任者名、電話
署長 (隊長)	副署長 (副隊長)	課長 (本部付)	課長代理	係長 (主任)	受理者						
						/			国都長他 () 車・歩	/ : / :	電話
						/			国都長他 () 車・歩	/ : / :	電話
						/			国都長他 () 車・歩	/ : / :	電話
						/			国都長他 () 車・歩	/ : / :	電話
						/			国都長他 () 車・歩	/ : / :	電話
						/			国都長他 () 車・歩	/ : / :	電話
						/			国都長他 () 車・歩	/ : / :	電話
						/			国都長他 () 車・歩	/ : / :	電話
						/			国都長他 () 車・歩	/ : / :	電話
						/			国都長他 () 車・歩	/ : / :	電話
						/			国都長他 () 車・歩	/ : / :	電話

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第7号

第 年 月 日 号	
殿	
長	
道路使用許可の条件変更通知書	
年 月 日付け、 長第 号の道路使用許可に付した 条件については、道路交通法第77条第4項の規定により、次のとおり変更したので通 知します。	
変 更 理 由	<input type="checkbox"/> 道路における危険を防止するため <input type="checkbox"/> 交通の安全と円滑を図るため
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 内 容	
備 考	

注1 該当する□にレ印を記入すること。

2 備考欄には、指導事項等必要な事項を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第8号

第 年 月 日 号	
殿	
長	
道路工事等協議の条件変更通知書	
年 月 日付け、 長第 号により回答をした道路工事（作業）に付した条件については、次のとおり変更したいので通知します。	
変 更 理 由	<input type="checkbox"/> 道路における危険を防止するため <input type="checkbox"/> 交通の安全と円滑を図るため
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 内 容	
備 考	

注1 該当する□にレ印を記入すること。

2 備考欄には、指導事項等必要な事項を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第9号

第 年 月 日 号	
殿	
長	
弁 明 通 知 書	
年 月 日付け、長第 号の道路使用許可について、道路交通法第77条第5項の規定により、取消し・効力の停止をするに当たり、同条第6項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与しますので通知します。	
出 頭 日 時	年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分
出 頭 場 所	<input type="checkbox"/> 警察署 交通課交通規制係 <input type="checkbox"/> 高速道路交通警察隊 交通規制係
処 分 種 別	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 効力の停止
処 分 理 由	
留 意 事 項	1 上記の日時に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出することができます。 2 病気その他やむを得ない理由があるときは、代理人の出席又は補佐人の選任をすることができますので、その旨を届け出てください。届出がなくて出頭されないときは、道路使用許可の取消し・効力の停止について異議がないものと認めます。

注 該当する□にレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(表)

第 年 月 日 号	
殿	
長	
道路使用許可の取消し・効力の停止通知書	
あなたが受けた道路使用許可について、道路交通法第77条第5項の規定により、次のとおり取消し・効力の停止をしたので通知します。	
なお、道路使用許可の取消しの処分を受けた場合は、許可証を速やかに返納してください。	
許 可 年 月 日 許 可 番 号	年 月 日 長 第 号
道 路 使 用 の 目 的	
処 分 種 別	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 効力の停止
処分の期日又は期間	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日までの間
処 分 理 由	

注 該当する□にレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部交通規制課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第 1 1 号

第 年 月 日 号 殿 長	
道路使用許可の取消し・効力の停止連絡書	
申請者 〃 に係る道路使用許可について、道路交通法第 7 7 条第 5 項の規定により、次のとおり取消し・効力の停止をしたので通知します。	
許 可 年 月 日 許 可 番 号	年 月 日 長 第 号
道 路 使 用 の 目 的	
処 分 種 別	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 効力の停止
処分の期日又は期間	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日までの間
処 分 理 由	

注 該当する□にレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第12号

報告（ ）第 号 年 月 日	
交 通 部 長 殿	
長	
道路使用許可の取消し・効力の停止処分結果報告書	
被処分者の 住所及び氏名 又は会社名	
許可年月日 許可期間 許可番号	年 月 日 年 月 日から 年 月 日までの間 長 第 号
道路使用の目的	
許可概要	
処分種別	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 効力の停止
処分の期日 又は期間	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日までの間
処分理由	

注 該当する□にレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

交 通 部 長 殿

長

道 路 使 用 許 可 等 取 扱 状 況 報 告 書

1 道路使用許可取扱件数 (年) 担当者 警電

法	道路使用の目的		件数	法	道路使用の目的		件数
第1号	工 事	管路埋設		第3号	緑日露店 (年間を通じ出店)		
		洞道等築造			臨時露店 (年5日以内出店)		
		路面軌道			朝市		
		その他			フリーマーケット		
		小計 (a)			オープンカフェ		
	時間帯別	昼間工事			新聞売り		
		夜間工事			宝くじ売り		
		昼夜工事			靴みがき		
	作 業	建築			商品台・商品棚		
		高架橋			計 (e)		
		マンホール			手数料	徴収	
		架空線			取扱別	免除	
		その他					
小計 (b)							
計 (c) = (a+b)				第4号	祭礼・式典等		
手数料	取扱別	徴収			パレード・街頭行進等		
		免除			マラソン(42.195km)		
			ロードレース(20km以上)				
			ロードレース(20km未満)				
			駅伝(40km以上)				
			駅伝(40km未満)				
			自転車競技(50km以上)				
			自転車競技(50km未満)				
			トライアスロン				
			デュアスロン				
			車いす競技				
			盆おどり				
			その他の路上競技				
			第2号		ちんどん屋・サンドイッチマン		
			第3号		装飾車		
			第4号		ロケーション等		
			第5号		放送宣伝車		
			第6号	人寄せ			
			第7号	消防訓練等			
			第8号	寄付募集・署名活動			
				物の販売又は交付			
			第9号	ロボット実証実験			
計 (d)			計 (f)				
手数料	取扱別	徴収		手数料	徴収		
		免除				取扱別	免除
合計 (g) = (c + d + e + f)							
			手数料	徴収			
				取扱別 (g)	免除		

2 道路工事等協議件数 (年)

区 分		国 道	都 道	特別区道 (23区内)	市町村道 (8・9方面)	計
協議成立 の件数	昼 間					
	夜 間					
	昼夜間					
合 計						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

交 通 部 長 殿

長

道路工事現場等視察結果報告書

許可関係	<input type="checkbox"/> 許可・ <input type="checkbox"/> 協議	番号		実施者	
実施日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
許可期間 ・日時	年 月 日 ~ 年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分				
場所	丁目 番 号先 (通り)				
道路使用の 目的	<input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 下水 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 地下鉄 <input type="checkbox"/> ケーブル <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 作業 <input type="checkbox"/> その他 ()				
施工業者				電話	
現場責任者				電話	
視 察 項 目	良	不良	記 事		
交 通 処 理	交通誘導員の配置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	進路変更の誘導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	歩行者用通路の確保	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	う回・誘導等の措置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
使 用 範 囲	使用範囲の明確化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	作業帯の拡大	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	作業帯外の上空使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	作業帯外駐車等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
保 安 施 設	保安柵等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	カラーコーン等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	回転式黄色注意灯等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	転落防護施設等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
仮 復 旧	覆工板、仮舗装	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	道路標識	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	道路標示等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	清掃・資材放置等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
現場の責任体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
不良現場の措置区分		<input type="checkbox"/> 始末書	<input type="checkbox"/> 呼出注意	<input type="checkbox"/> 現場注意	<input type="checkbox"/> その他
備 考	<input type="checkbox"/> 始末書 提出者 受理番号 役職 () 氏名				

注1 該当する□にレ印を記入すること。

2 記事欄は、視察項目が不良であった場合に記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。